

## 特別養護老人ホームハーモニー指定介護老人福祉施設運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人久寿福社会が開設する特別養護老人ホームハーモニー指定介護老人福祉施設事業所(以下「ハーモニー事業所」という。)が行う指定介護老人福祉施設事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ハーモニー事業所の医師、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、管理栄養士及び機能訓練指導員等が要介護状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ハーモニー事業所における指定介護老人福祉施設の事業は、介護保険給付サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供するものとする。

- 1 利用者の尊厳と自立を守り育てる。
- 2 利用者が、その人らしく楽しく暮らし満足するよう生活支援と介護を行う。
- 3 毎日毎日の生活行為が心身の良いリハビリとなるよう、座って食事、排泄、入浴をすることを原則に、生活リハビリの考え方にもとづいた介護を行う。
- 4 庭続きで隣接する村井保育園(同一法人)と連携し、楽しく有意義な世代間交流の場を目指す。
- 5 地域福祉やボランティア活動の拠点として、地域に開かれた施設運営に努める。

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 ハーモニー事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上利用者の施設サービス計画を作成する。また、第2号から第7号に掲げる従業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を行い、第9号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

- |    |         |       |
|----|---------|-------|
| 1  | 管理者     | 1名    |
| 2  | 医師      | 1名    |
| 3  | 生活相談員   | 1名以上  |
| 4  | 看護職員    | 2名以上  |
|    | 准看護師    | 1名以上  |
|    | 看護師     | 1名以上  |
| 5  | 介護職員    | 26名以上 |
| 6  | 管理栄養士   | 1名以上  |
| 7  | 機能訓練指導員 | 1名以上  |
| 8  | 調理員     | 委託    |
| 9  | 事務職員    | 1名以上  |
| 10 | 介護支援専門員 | 1名    |

(指定介護老人福祉施設の利用定員)

第4条 ハーモニー事業所の指定介護老人福祉施設の利用定員は、61名とする。

(指定介護老人福祉施設の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 ハーモニー事業所の行う指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事等の介護、自立へ向けた支援
- 2 認知症ケア 外部研修への参加と取り組みの情報公開
- 3 個別機能訓練
- 4 健康管理、重度な方の受け入れと対応。褥瘡発生のリスク管理を多職種協働で計画的に行う
- 5 管理栄養士の配置 栄養ケアマネジメント、療養食の提供、低栄養の改善と防止。また、褥瘡の防止と状態の改善、感染症対策、ターミナル期の支援等に努める
- 6 食事の提供、経口摂取維持・回復を図る。また、低栄養状態の改善を新規入所、退院を含む再入所時、通常利用時において多職種協働で行う
- 7 衛生管理費
- 8 オムツ代、洗濯
- 9 身体拘束廃止の取り組み 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。また、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための指針の整備と従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施する。
- 10 看取り介護、常勤看護師の配置 管理栄養士と生活相談員の各種協議等への参加
- 11 夜勤職員の規定以上の配置
- 12 日常生活維持のための支援に努める
- 13 口腔機能維持 口腔衛生管理及び経口維持支援を多職種協働で行う
- 14 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術向上に努め、介護職員の処遇改善を図る
- 15 介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の処遇改善を図る
- 16 コロナ克服・新時代開拓(DXの推進他)のため経済対策を踏まえ介護職員等の処遇改善を図る
- 17 入所者の安全管理を行う
- 18 感染症の防止 多職種協働で組織的に感染症の発生及びまん延防止等に取り組む  
事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

19 個人情報の保護 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努め、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

20 高齢者虐待防止を推進 虐待の発生とその再発防止に取り組む。虐待防止の指針を作成し、虐待防止委員会を毎月最終金曜日に開催、委員長は施設介護支援専門員とする。虐待は起こり得るものとした前提で多職種で意見交換、研修も行き、各部署へそれぞれの委員が虐待行為の反社会性を伝える。各部署会議で年2回虐待防止、身体的拘束適正化の研修を行う。また、職員は虐待の早期発見に努め、市町等への通報義務がある。虐待が生じた場合、施設は緊急虐待防止委員会を開催し、事態の確認と分析、再発防止を行う。通報を行った職員は解雇等、不当な扱いを受けてはならない。

21 その他自立への支援 特に排せつ行為の自立に向けた支援を多職種協働で実施するとともに、厚生労働省への各種データの提出とフィードバックの活用による PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図る

22 協力医療機関と以下の連携を実施することで入所者の健康維持に努める

- ①入所者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保
- ②診療の求めがあった場合等において、診療を行う体制を常時確保
- ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保。
- ④1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。また、当該医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出する
- ⑤入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努める。
- ⑥協力医療機関との間で、入所者等の合意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催する。
- ⑦協力医療機関から、3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受ける。

1 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、または2割3割額とする。

2 その他の費用の額は次の通りとする

1 居住費・食事費・貴重品管理費・個人専用家電製品の電気料・複写物の交付は指定介護老人福祉施設の重要事項説明書において示す表の通りとする。

2 理美容代	1回当たり	実	費
3 レクリエーション、クラブ活動		実	費
4 健康管理費	利用料金	実	費

- 3 利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室を明け渡された日までの期間に係わる料金として、一律 500 円徴収します。
- 4 その他、指定介護老人福祉施設サービスの提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 6 条 ハーモニー事業所は、利用者が指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- 1 入所時に持参していただくものは、利用案内で別に指示するものとする。
- 2 持物のすべてに名前を記入するものとする。
- 3 現金、貴重品、食品、ライター、鋏、ナイフ等は持ち込まないこと。
- 4 喫煙は職員の指示に従うものとする。
- 5 必要に応じて、かかりつけ医の紹介状、注意事項等を提出してもらう場合がある。
- 6 入所中は、ハーモニー事業所の規則を遵守するとともに、もし他の利用者に危害を加えたり、迷惑を及ぼすことがあったときは、退所していただくことがある。
- 7 以上のほか、職員の指示連絡に従うものとする。

(緊急時における対応方法)

第 7 条 ハーモニー事業所の従業者は、指定介護老人福祉施設サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 8 条 ハーモニー事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に関する防災計画を策定し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うとともに、防火・防災管理者を配置して、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。

なお、これら非常災害対策は「社会福祉法人久寿福祉会 防災規程」及び「特別養護老人ホームハーモニー消防・風水害対策計画書」に基づいて行い、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 9 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとするとともに、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。また、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 ハーモニー事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 1年を通し研修計画に基づき、担当職員と採用時研修総括担当者が介護技術、介護知識、精神衛生面等の研修・面談・助言を行い介護職としての資質向上と職場への定着を図る。
- 2 継続研修 年一回以上
- 3 ハーモニー事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供す水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 4 ハーモニー事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- 5 ハーモニー事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているものとする。
- 6 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 7 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 8 事業所は、職場におけるハラスメント防止のための方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。また、相談の窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。
- 9 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人久寿福祉会とハーモニー事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成12年 7月 1日から施行する。  
この規程は、平成12年12月 1日から施行する。  
この規程は、平成15年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。  
この規程は、令和2年 7月 1日から施行する。  
この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和4年 10月 1日から施行する。  
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。